

協議第 37 号

保健医療関係事務事業の取扱い（その 1）について

保健医療関係事務事業の取扱い（その 1）について提出する。

平成 16 年 5 月 19 日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 中 村 政 行

協定項目	23 - 7	各種事務事業の取扱い 保健医療関係事務事業の取扱い（その 1）について
<p>< 老人保健事業 > 健康診査・検診は、温泉町の例を基本とし平成 17 年度から統一する。人間ドックは、現行のまま引き継ぐ。節目検診については、温泉町の例により引き継ぐ。</p> <p>< 母子保健事業 > 乳幼児健診は、平成 17 年度から統一する。ただし、実施会場については、当分の間 2 会場とする。 母子推進委員は、平成 17 年度から浜坂町の例により統一する。</p> <p>< 献血事業 > 献血事業は、現行のまま引き継ぐ。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議